保険料について　～静岡市国保の保険料～

保険料は、国保や後期高齢者医療制度に加入している人の医療費や、介護サービスを提供する費用として使われます。決められた日（納期限）までに、きちんと納付しましょう。

1 保険料の納付義務者〈国民健康保険法第76条〉

保険料の納付義務者は世帯主です。世帯主が国保に加入していない場合でも、その世帯に国保加入者がいれば、世帯主に保険料の納付義務が生じます。（これを擬制世帯主とよんでいます。）納付書、通知書などのあて名は納付義務者である世帯主になります。

2 保険料の計算

保険料は、医療分、後期高齢者支援金分、介護分（40歳から64歳までの人）と子ども子育て支援金分の保険料を合算したものです。
それぞれ所得割額、均等割額、平等割額（介護分と子ども子育て支援金分を除く。）に分かれています。

(1) 保険料の計算方法

①世帯内で国保に加入している一人ずつの所得割額を計算し、合算します。
②世帯内の加入人数に応じた均等割額を加えます。
③平等割額を加えます。
（一世帯あたりの金額になりますので、世帯内の国保加入者が複数人であっても金額は変わりません。）
④医療分、後期高齢者支援金分、介護分、子ども子育て支援金分ごとに計算し、それぞれ100円未満の金額を切り捨てます。
⑤医療分、後期高齢者支援金分、介護分、子ども子育て支援金分を合算したものが年間保険料となります。

※静岡市国保のホームページ内の保険料自動計算で保険料が算出できます。
（ただし、保険料の軽減の判定はしません。軽減については、24ページを参照してください。）

(2) 年度途中の加入・脱退の場合

・年度途中の加入・脱退は月割りで計算します。

$$\text{納める保険料} = \text{年間保険料} \times \frac{\text{加入月数}}{12\text{か月}}$$

・納める保険料を残りの納付回数で割った金額が1回あたりの納付金額となります。

$$\text{1回の納付金額} = \text{納める保険料} \div \text{残りの納付回数}$$

・年度途中で75歳になる被保険者は、誕生日の前月までの保険料を納付していただきます。引き続き国保加入者がいる世帯では、世帯の保険料をすべての納期で割り振って計算してありますので、年度の途中で75歳になっても保険料は変わりません。
・転入者については、前住所地（個人住民税課税住所地）からの総所得金額等の回答があった後に、所得割額や軽減を反映させた保険料となります。そのため、加入時は基本料金（均等割、平等割）のみとなります。

以下※1～※4は23ページ目の注釈についての説明です。
※1　国民健康保険料に係る総所得金額等とは、総所得金額（事業所得・不動産所得・利子所得・配当所得・給与所得・雑所得・総合課税の譲渡所得・一時所得）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（上場株式等に係る配当所得等の金額、土地等に係る事業所得等の金額及び長期譲渡所得の金額並びに短期譲渡所得の金額並びに株式等に係る譲渡所得等の金額並びに先物取引に係る雑所得等の金額等）の合計額（損益通算後、純損失等の繰越控除後。ただし、雑損失の繰越控除を除く）のことです。
※2　前年の合計所得金額が2,400万円超から2,450万円以下の場合は29万円、2,450万円超から2,500万円以下の場合は15万円、2,500万円超の場合は基礎控除の適用がありません。
※3　所得割額①は、世帯で国保に加入している人が複数いる場合は、加入している人1人ずつ計算したものを合計してください。
計算結果がマイナスになるときは0としてください。
※4　詳細は17ページ『介護保険適用除外について』参照。

医療分

① 所得に応じ（所得割額）（令和7年中総所得金額等※1 − 基礎控除 430,000円 ※2）× 6.73/100 ＝ ①※3

② 加入者に応じ（均等割額） 29,400円 × 人 ＝ ②

③ 世帯あたり（平等割額） 20,900円 ＝ ③ 20,900円

医療分 計（① ＋ ② ＋ ③）＝ **(A)**

最高限度額67万円

後期高齢者支援金分

① 所得に応じ（所得割額）（令和7年中総所得金額等※1 − 基礎控除 430,000円 ※2）× 2.57/100 ＝ ①※3

② 加入者に応じ（均等割額） 10,500円 × 人 ＝ ②

③ 世帯あたり（平等割額） 7,900円 ＝ ③ 7,900円

後期高齢者支援金分 計（① ＋ ② ＋ ③）＝ **(B)**

最高限度額26万円

介護分

① 所得に応じ（所得割額）（令和7年中総所得金額等※1 − 基礎控除 430,000円 ※2）× 2.33/100 ＝ ①※3

② 加入者に応じ（均等割額） 18,400円 × 人 ＝ ②

介護分 計 40歳から64歳までの人（① ＋ ②）＝ **(C)**

最高限度額17万円

・介護分は、介護保険の第2号被保険者（40歳から64歳までの人）が対象となります。
・令和8年4月2日から令和9年4月1日の間に40歳になる人は、介護保険の第2号被保険者の資格を得る日（40歳の誕生日の前日）の属する月から納めます。
・65歳になる年度では、65歳になる月（誕生日の前日の属する月）の前月分までの介護保険料をすべての納期で割り振って計算してありますので、年度の途中で65歳になっても保険料は変わりません。
・指定障害者支援施設などの介護保険の適用除外施設※4に入所または入院している人は介護保険料の納付対象者から除外されます。

子ども子育て支援金分

① 所得に応じ（所得割額）（令和7年中総所得金額等※1 − 基礎控除 430,000円 ※2）× 0.28/100 ＝ ①※3

② 加入者に応じ（均等割額） 1,700円 × 人 ＝ ②

③ 18歳以上の加入者数に応じ（18歳以上被保険者均等割） 100円 × 人 ＝ ③

子ども子育て支援金分 計（① ＋ ② ＋ ③）＝ **(D)**

最高限度額3万円

子ども子育て支援金分は、子どもがいる世帯の拠出金が増えないよう、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者に係る均等割額は10割減額されます。

医療分 (A) ＋ 後期高齢者支援金分 (B) ＋ 介護分 (C) ＋ 子ども子育て支援金分 (D) ＝ 年間保険料